宮崎市第三期子ども・子育て支援プラン(仮称)策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本市では、現在「第二期子ども・子育て支援プラン」に基づき子ども・子育て支援施策を推進しているところであるが、令和6年度末で計画期間が満了することに伴い、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「宮崎市第三期子ども・子育て支援プラン (仮称)」(以下、「次期プラン」という)を策定する。

本業務委託は、本市が実施した、次期プラン策定のための子育て支援に関するニーズ 調査等の分析及び本市の子育て支援における課題の整理等を行い、次期プラン策定の補助を行うことを目的とする。

2. 業務概要

(1)業務名称 宮崎市第三期子ども・子育て支援プラン(仮称)策定支援業務委託

(2)業務内容 別紙1「宮崎市第三期子ども・子育て支援プラン(仮称)策定支援 業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 提案限度額 5,360,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3. プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、 専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を選定するため。

4. プロポーザル方式及びその理由

広く提案を受ける必要があることから「公募型」とする。

5. 業務スケジュール

(1) 公募開始日 令和6年2月16日(金)

(2) 提出書類に関する質問の受付 令和6年2月19日(月)~22日(木)

(3) 提出書類に関する質問への回答 令和6年2月27日(火)以降順次

(6) 選定委員会(プレゼンテーション) 令和6年3月18日(月)

(8) 契約締結 令和6年4月上旬

※ただし、各実施日については、業務の都合等により変更の可能性あり。

6. 参加資格等に関する事項

企画提案に参加する者は、法人とし、個人の参加はできない。 また、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225条)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (3) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
- (4) 法人等にあたっては役員等が宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例第47号)第 2条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (5) 参加申込日時点において、宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成12年12月20日告示第350号)及び宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成6年11月28日告示第198号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 過去、他の自治体において、子ども・子育て支援事業計画等の類似計画の策定業務 の受託実績があること。

7. 提出書類に関する質問及び回答

- (1) 質問
 - ①質問方法 「様式第1号」に必要事項を記入の上、電子メールで提出し、電子メールの件名は「宮崎市第三期子ども・子育て支援プラン(仮称)策定支援業務委託質問書(法人名)」とすること。

※必ず事務局へ電子メールの到達について確認すること。

- ②提出先 「14 問い合わせ先」に同じ
- ③受付期間 令和6年2月19日(月)~令和6年2月22日(木)17時まで
- (2)回答
 - ①回答方法 本市のホームページに回答を掲載。(個別には回答しない。)
 - ②回答日 令和6年2月27日(火) ※予定

8. 参加申込の手続き

- (1) 提出書類
 - ①参加申込書(様式第2号)
 - ②誓約書(様式第3号)
 - ③法人等の概要(任意様式)
 - ④当該法人の定款又は寄附行為の写し、規約その他これらに準ずる書類
 - ⑤宮崎市税に滞納が無いことの証明(発行日から3か月以内、写し可)
 - ⑥国税に滞納が無いことの証明(発行日から3か月以内、写し可)
 - ⑦商業登記簿謄本(発行日から3か月以内、写し可)
 - ⑧直近の財務諸表及び(貸借対照表、損益計算書等)及び業務報告書の写し

- ⑨暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書(様式第4号)
- ⑩業務実績書(任意様式)

※ただし、宮崎市競争入札参加資格者名簿(令和5年度分)に登録のある事業者については、上記書類④~⑨の提出を不要とする。

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留書類に限る)により、「14 問い合わせ先」あて提出すること。

(3) 提出期限

令和6年3月1日(金)午後5時15分まで

受付時間:平日午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日は除く)

なお、持参する場合は受付時間内に持参するものとする。郵送する場合は提出期限内 必着とし、事務局に対し、書類の到達について確認をすること。

(4) 提出部数

正本を1部。

なお、提出書類は、書類番号順にセットして、インデックス(見出し)を貼り、ファイリングして提出すること。

9. 企画提案書の提出

- (1)提出書類
 - ①企画提案書(任意様式)
 - ※A4版とし、別紙1「仕様書」及び別紙2「審査基準書」に従って作成すること。
 - ②見積書(任意様式)
 - ※業務内容、人件費等の積算内訳が分かるように記載すること。

なお、真に必要な場合を除き、提案書等には、個人情報やそれを類推されるような情報は記載しないこと。

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留書類に限る)により、「14 問い合わせ先」あて提出すること。

(3) 提出期限

令和6年3月11日(月)午後5時15分まで

受付時間:平日午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日は除く) なお、持参する場合は受付時間内に持参するものとする。郵送する場合は提出期限内 必着とし、事務局に対し、書類の到達について確認をすること。

(4) 提出部数

正本を2部、副本を9部持参し、「14 問い合わせ先」あて提出すること。 ただし、副本は、業者が選定できるような法人名称やロゴの記載がないものとする。 なお、提出書類は、書類番号順にセットして、インデックス(見出し)を貼り、ファ イリングして提出すること。

10. 評価方法

(1) 評価基準

別紙2「審査基準書」のとおり。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び見積書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- ①日時 令和6年3月18日(月) 午前10時から(予定)
- ②場所 宮崎市役所 会議室棟第3会議室 ※集合時間等については別途連絡する。
- (3) 受託候補者の選定方法
 - ①「宮崎市第三期子ども・子育て支援プラン(仮称)策定支援業務委託プロポーザル 方式選定委員会設置要領」第3条に規定する委員が、提案内容の審査を行い、評価 基準に基づき採点を行う。
 - ②失格者を除き、選定委員の採点の合計が最高得点の者を受託候補者として選定する。 また、次順位者も併せて選定する。
 - ③合計点数が同一の応募者が複数いた場合には、別紙2「審査基準書」の評価項目の うち、「1 企画提案内容に対する評価」の合計点が最高得点の者を受託候補者とし て選定する。
 - ④上記にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には、受託候補者として選定しない。

(4) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③見積金額が、提案限度額を超えている場合
- ④プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- ⑤審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合 など

11. 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。

また、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称、点数
- 参加業者の名称(50音順)
- ・受託候補者以外の点数(点数の高い順)

(受託候補者以外の参加業者の名称と点数は関連付けない。)

12. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と宮崎市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結にあたっては、受注者は宮崎市財務規則(平成元年規則第1号)第105条 1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第105 条第1項各号に該当するときは免除とする。

(3) その他

- ①契約代金(委託料)の支払は、精算払いとする。
- ②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載 した辞退届(様式第5号)を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補 者とする。

13. その他

- (1)提出書類の取扱い
- ①提出された書類は、返却しない。
- ②提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。
- ③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例に基づき対応する。
- ④提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- (2) その他
- ①本プロポーザルに係る費用については、すべて参加申込者の負担とする。
- ②参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届(様式第5号)を提出すること。
- ③企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。

14. 問い合わせ先(事務局)

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号

宮崎市役所福祉部子ども未来局子育て支援課(本庁舎5階)

子ども政策係(担当:冨永)

電話:0985-25-2111 (大代表) 内線:3255

FAX : 0985 - 27 - 0752

Mail: 10jidou02@city.miyazaki.miyazaki.jp

附則

この要領は、令和6年2月16日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を 失う。